

別表

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
①	物流生産性向上実装事業 (1) 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月）、水産物流通標準化ガイドライン（令和6年3月）又は業界が定めるガイドラインにおいて推奨する、標準仕様のパレットの導入 (2) 貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送への転換（モーダルシフト） (3) パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、他地域又は他品目のモデルとなり得る先進的な実証 (4) パレット、外装、コード等の物流標準化、納品伝票の電子化、トラック予約システム等のデジタル化・データ連携、ラストワンマイル物流の確保等、流通合理化につながる取組であって、これまでに効果が確認されている施策の当該地域・品目での導入に向けた試験 (5) 上記事業の実施に向けた事前調査、関係者の意見調整及び計画の策定	1 事業費 (1) パレット導入費 原則、標準仕様のパレットの導入にかかる経費（レンタル料等）及びそれに伴う現有パレットの処分にかかる経費 (2) モーダルシフトに要する経費 モーダルシフトへの取組にかかる経費 (3) 会場借料・設営費 会議等を開催する場合の会場借料・設営に係る経費 (4) 通信・運搬費 通信、郵便及び運送に係る経費 (5) 設備・機器等借上費 事務機器、試験機器等の借り上げに係る経費 (6) 印刷製本費 資料等の印刷に係る経費 (7) 広告・宣伝・情報発信費 ポスター・チラシ等の作成・配布、広告掲載その他の情報発信（事業の案内や事例発信等）等に係る経費 (8) 資料購入費 図書及び参考文献の購入に係る経費 (9) システム等開発費 システム等の開発に係る経費 (10) 各種認証等の取得に要する経費 各種認証等の取得に係る経費 (11) 消耗品費 次の物品に係る経費 ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物	定額 （千円未満切捨て） ※補助金の上限 1 間接補助事業者あたり 40 百万円

		品 ・CD-ROM等の少額（5万円未満）の記録媒体 ・試験等に用いる少額（5万円未満）の器具等 2 旅費 資料の収集、各種調査、打合せ等の実施に係る経費 3 人件費 本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当の経費 4 謝金 資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費 5 委託費 事業の交付目的たる事業の一部分の他の者への委託に係る経費 6 役務費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費 7 雑役務費 (1) 手数料 謝金等の振込に係る経費 (2) 印紙代 委託の契約書に貼付する収入印紙（印紙税）に係る経費	
②	物流生産性向上設備・機器等導入事業 (1) パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト、標準パレット、AGV（無人搬送車、無人搬	事業費 (1) 設備・機器等導入費 設備・機器等の購入及びリース導入にかかる経費 ・パレタイザー、フォークリフト、クラン	1/2以内（千円未満切捨て） ※補助金の上限 1 間接補助事業者あたり 100 百万円

	送ロボット)、リーファークンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の輸配送の合理化・効率化に資する設備・機器の導入 (2) 納品伝票の電子化システム、トラック予約システム、共同輸配送システム、パレット循環管理システム等の物流の合理化・効率化に資するシステムの導入 (3) 上記の設備・機器等の導入の効果検証	プフォークリフト、標準パレット、AGV(無人搬送車、無人搬送ロボット)、リーファークンテナ、冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵車、移動販売車等の集荷、保管、輸送、運搬、加工、販売に係るものに限る。・設置等工事費を含み、保守・管理費は除く。・コンピュータ、タブレット、トラック等、その他の用途に使用可能な汎用性の高いものは除く。・機械、機材、器具等を含む。 (2) 配送、パレット管理等のシステム導入に要する経費 納品伝票の電子化、トラック予約受付、共同輸配送、パレット管理等のシステム導入に必要な経費(共用サーバーの登録、システム導入時の初期設定を含む。) (3) 事業の実施及び効果検証等に要する経費 本事業を実施し、その効果を検証するために必要な専門家等に対する調査依頼等に必要な経費	また、①間接補助事業者が直接行う取組は100百万円、②間接補助事業者の構成員が個別に行う取組について1構成員あたり40百万円を上限とし、①②の取組を組み合わせる事業であっても合計で100百万円を上限とする。
--	---	---	--